

なら消費者ねっとニュース

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと 2023年 7月

〒630-8043 奈良市六条2丁目17-6-11 コープふれあいセンター六条 2階

TEL/FAX : 0742-93-7741

発行責任者 北條 正崇 HP <http://www.narasn.org/>

NO. 26



第8回通常総会を開催しました

日時：2023年6月10日(土) 15:00~16:10

会場：奈良弁護士会館 3階大会議室

なら消費者ねっとは第8回通常総会を開催しました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり今回は久々の集合形式で行うことができました。日頃協力いただいている会員や関係者の皆様が集まり、全議案が全会一致で承認されました。



北條 理事長

開会挨拶(北條正崇理事長) 設立後8年のうち三分之一がコロナ禍での活動でしたが皆様のご支援により団体として成長できました。昨年は人的物的支援を賜り独立事務所を開設し、事務局も四名体制となり、適格認定の準備は着実に進んでいます。ますますパワーアップしていきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



司会の山内理事



議長:小泉副理事長

来賓祝辞(奈良県消費・生活安全課 中森功征課長)

昨年の県受付の相談件数は約4600件でしたが、このうち36%が60歳以上の高齢者です。とくに定期購入契約のトラブルなどが増加しています。こうした被害の未然防止には、県の施策とともに消費者団体との連携が非常に重要になります。ねっとの今後の取組みに期待しています。



中森 課長

閉会まとめ(中西伸之副理事長) 今年は認定を受けるという重要な年です。認定はゴールではなくスタートであり、適格を受ける団体として恥ずかしくない活動を進めていく必要があります。経済基盤を確保しつつ事業の活性化を図ります。悪質事業者には、「奈良県では悪質商法は通用しない」と思わせるように頑張りたいと思います。



中西 副理事長

第8回総会の結果

- 出席者数 73名
(実出席 19 書面議決 45 委任 9)
正会員総数 106 の 3分の1 以上
- 議長：小泉副理事長
議事録署名人：沢井理事 竹内理事
- 採決結果
 - ・第1号議案 2022年度事業報告及び決算報告承認並びに監査報告の件
→賛成多数で可決承認
 - ・第2号議案 役員選任の件
→賛成多数で可決承認
- 報告事項
 - 報告①2023年度事業計画
 - 報告②2023年度活動予算について
 - 特別報告 2022年度の事案検討活動
- 役員新体制の報告

特別報告 2022年度の事案 検討活動



- 2022年度に取り扱った事案は
 - ①N-19 オンライン英会話
 - ②N-20 オンラインゲーム
 - ③N-21 給湯器販売
 - ④N-22 火災保険申請代行
 - ⑤N-23 健康ドリンク連鎖販売
 - ⑥N-24 整体院
- 検討委員長の竹内大敬弁護士が、N-19 オンライン英会話とN-22 火災保険申請代行の事案について詳しく解説しました。



竹内検討委員長

2022年度の主な出来事(第1号議案より)

1. 適格消費者団体認定準備をスタートしました

- ・7月 阿南久元消費者庁長官講演会
- ・11月 消費者庁に事前相談
- ・23年1月 臨時総会で定款改正(第2次)
- ・5月 準備書類の指導を受け対応中

2. 検討委員会(専門委員会)が発足しました

- ・委員長: 竹内大敬弁護士
- ・委員構成: 相談員8、弁護士10、その他1 合計19
- ・22年度新規取り扱い事案: 6件
- ・差止請求関係業務規程など諸規定規則を策定

3. 独自事務所を開設しました

- ・新事務所: 奈良市六条のコープふれあいセンター六条2階(賃貸借)

4. 消費者スマイル基金第11回助成を受けました

5. 事務局が4名体制になりました

2022年度決算報告

□活動計算書

・経常収益	984,994円
うち会費収入	748,000円
・経常費用	896,374円
事業経費	439,230円
管理費用	457,144円
・収支差額	88,620円
・次期繰越正味財産額	3,947,772円

□決算の特徴

- ・会費収入は加入促進と増額ご協力及び助成金収入があり経常収益は予算を上回りました。
- ・事務所移転などで大幅赤字を見込んでいましたが、約88千円の黒字になりました。

2023年度の活動計画

1. 消費生活に関する意識啓発・教育事業

- ・適格認定後は記念シンポジウムを実施します。
- ・クイズやゲームを使い気軽に場をつくれます。



2. 消費生活に関する提言事業

- ・奈良県消費者行政懇談会を実施します。
- ・消費者関連法や制度に関する情報や意見を発信します。

3. 消費生活に関する情報収集及び情報提供事業

- ・消費者トラブル法律相談会を下期開催予定)
- ・県行政・機関との情報共有を図り、連携を強めます。

4. 不当な事業活動の是正を図る事業

- ・消費生活相談員・弁護士等の専門家と消費者それぞれの視点を生かした議論を行い問題解決をめざします。

2023年度活動予算

・経常収益	1,300,000円
うち会費収入	1,020,000円
・経常費用	1,286,000円
事業経費	991,000円
管理費用	295,000円
・収支差額	14,000円

なら消費者ねっと2023年度 新役員体制のご紹介

理事長	北條 正崇 (弁護士)
副理事長	小泉 隆志 (弁護士)
副理事長	中西 伸之 (弁護士)
副理事長	皐月 宏彰 (弁護士)
理事	大塚 浩 (学識者)
理事	奥西 武史
理事	垣田 博子
理事	沢井 馨子 (消費生活相談員)
理事・検討委員長	竹内 大敬 (弁護士)
理事・事務局長	辻 由子
理事	寺田 道子
理事	藤田 有紀子
理事	船内 智子
理事	堀内 啓子 (消費生活相談員)
理事	山口 知香 (消費生活相談員)

監事	永井 宏明 (弁護士)
監事	上市 佳織

事務局	伊藤 佳世
事務局	小川 哲央
事務局	三谷 豊

引き続き
よろしくお願
い
します。



消費者問題学習会を開催

知っていますか？適格消費者団体にできること

日時：2023年7月8日（土）14時～16時、

場所：コープふれあいセンター六条集会室

参加者35名

当法人がめざしている「適格消費者団体」について学ぶため、京都消費者契約ネットワーク（KCCN）事務局長の増田朋記弁護士を講師にお招きして学習会を開催しました。

適格消費者団体の制度は平成19年6月にスタートしましたが、KCCNは平成19年12月に全国4番目に適格消費者団体の認定を受けた団体です。これまでに全国の団体で最も多い14の差止請求訴訟を提起しており、報道では「最も戦闘的」な団体と評されています。



増田弁護士からは最初に適格消費者団体制度の概要について説明があり、「私たち消費者は事業者（企業）が設定したルール（規約や約款など）に従わなければならない、そのルールがおかしいと思っても文句を言えない、それを消費者に代わって正していくのが適格消費者団体である」と述べられました。

その後、KCCNが事業者に差止請求をした事案のうち、携帯電話通信契約の解約料（いわゆる2年しばりの問題）、冠婚葬祭互助会（セレマ）の解約料、健康食品チラシ広告（クロレラ）、健康食品等の定期購入などの事案の紹介がありました。

携帯電話通信契約の解約料の事案については最終的にKCCNが敗訴したものの、その後総務省が2年しばりを規制することにつながりました。冠婚葬祭互助会の事案ではKCCNが勝訴し、その影響は全国に波及しました。定期購入の事案では、モグラたたきのように叩いても叩いても悪質業者が出現しますが、KCCNの徹底した対応によって、悪質業者はKCCNから差止請求書が届くとすぐに広告を改善するほどKCCNが怖い存在になっています。KCCNでは、悪質定期購入業者が差止請求に応じなければ1か月以内に裁判所に提訴しているとのことでした。

増田弁護士からは「これはおかしいんじゃないか？という思いを大事にしている」「おかしいなと思ったことには躊躇しない」「これが改善されなければダメだという答えを突き詰めたうえで事業者に請求をする」「だから中途半端な和解はありえない」「この悪質商法がなくなるまでやりつづける」という言葉がありました。この強い思いが、「最も戦闘的」な団体であると言われ悪質業者から恐れられるKCCNの活動の源であることがよくわかりました。

増田弁護士のご講演の後、当法人の竹内大敬検討委員長から今年度取り扱った中途解約を認めない整体院の事案についての報告があり、その後の質疑応答では参加者から増田弁護士に活発な質問がありました。

本学習会では適格消費者団体制度に関する知識だけでなく、適格消費者団体に関わる者として忘れてはいけない心構えや理念についても学ぶことができ、これから適格消費者団体として活動していく私たちにとって大変有意義な学習会となりました。

活動報告(2023年6月)

〇ゆらりん〇カフェ 消費者問題学習会

6月21日(水)にならコープ未来づくりステーションで毎月第3水曜日に、奈良県医療福祉生協のかつらぎ地域委員会が開催する〇ゆらりん〇カフェに講師として参加しました。当日は11人の参加者にクイズ(レシートはもらう?契約はどれ?返品できる?できない?)や今どきの消費者トラブル(実例などを)、契約トラブルと被害を防ぐには(クーリング・オフなど)などのお話をさせていただきました。身近な消費者問題として関心をもって聞いていただきました。



不当契約・不当勧誘などの 消費者被害やトラブル情報を お寄せください

なら消費者ねっとでは、消費者にとって不利益な契約や表示・勧誘などの事例を集めて、消費者の利益を害する事業者に関わり合わせや改善を求める申し入れを行っています。

情報をお知らせください。



受付アドレス info@narasn.org

なお、個別解決のご相談は「消費者ホットライン(188)」または、お近くの市町村消費生活相談窓口にご相談ください。

奈良県内の 特殊詐欺の発生状況

〇令和5年度 6月末

被害件数 118件

被害額 約 3億890万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

見守り 新鮮情報

自宅を売っても 住み続けられる? リースバックは 慎重に検討して!

4年前、所有していたマンションを売って、そのまま賃貸でそこに住み続けられる契約をした。売却金額は1千万円で、家賃の月額が9万5千円。当時の月収は、夫と私の年金で



©Kurosaki Gen

25万円以上あったが、しばらくして夫が亡くなり、年金が減って家賃の支払いが遅れるようになった。本日集金人がやってきて催促された。事情を話すと「払わないなら出て行ってもらおう」と言われた。

(70歳代)

自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んでその後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引があります。リースバックで結んだ賃貸契約においては期間が定められることも多く、ずっと住み続けられる保証はありません。家賃が相場より高額に設定されてしまうことや、契約更新時に家賃が値上げされることもあります。また、経済的事項の変化により支払えなくなる事態が生じる場合もあります。自宅の売却はクーリング・オフができず契約してしまうと無条件で解約できません。メリットだけでなくデメリットや仕組みもよく理解して慎重に考えましょう。